

裁判員経験者との意見交換会議事録

名古屋地方裁判所岡崎支部

1 日時

平成27年11月18日（水）午後2時30分から午後4時20分まで

2 場所

名古屋地方裁判所岡崎支部大会議室

3 参列員

田近年則（名古屋地方裁判所岡崎支部長）

4 出席者

司会者 手崎政人（名古屋地方裁判所岡崎支部刑事部総括判事）

裁判官 入江恭子（名古屋地方裁判所岡崎支部刑事部判事）

検察官 知念浩二（名古屋地方検察庁岡崎支部検事）

検察官 山本克哉（名古屋地方検察庁岡崎支部副検事）

弁護士 松山剛久（愛知県弁護士会西三河支部）

弁護士 三宅寛之（愛知県弁護士会東三河支部）

裁判員経験者 1番から4番まで，6番 5人

5 議事内容

○名古屋地方裁判所岡崎支部長のあいさつ

（田近支部長）

支部長の田近でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。本日は皆様本当に大変お忙しい中、この裁判員経験者の意見交換会に御参加いただきまして、誠にありがとうございます。意見交換会を開始するに先立ちまして、一言御挨拶を申し上げたいと思います。皆様御承知のとおり裁判員裁判制度は平成21年5月に施行されて、現在6年余りを経過したということでございます。岡崎支部も全国の地方裁判所の本庁とともに裁判員裁判を実施する

10の支部の一つとして、昨日までに合計141人の被告人に対する裁判員事件がありまして、うち133人に対して判決の宣告が行われております。この間、840名を超える方々に裁判員又は補充裁判員として裁判員裁判に参加していただきました。今後も、裁判とは全く縁のない方々を含めまして、多くの国民の皆様方に手続に参加していただくということになります。この意見交換会は、裁判員を経験された皆様方がその過程でお考えになったことや、お感じになったことなどにつきまして、率直な御意見や御感想をお聞かせいただきまして、今後の裁判員裁判の運用の参考とさせていただくことは当然のこととして、何よりも皆様方の生の声を広く国民の皆様方にお伝えすることにより、裁判員として裁判に参加することに対して感じておられる不安感や負担感を少しでも解消していただきたいという趣旨で開催させていただいているものでございます。当支部では年1回開催しておりまして、今回が4回目ということになります。今回の意見交換会で裁判員経験者の皆様にお聞き等をお聞かせいただきたい事柄につきましては、事前に案内文書でお知らせしたとおりでございますけれども、とりわけ公判における検察官、弁護人の活動、また評議の進め方、この2点につきましては是非とも忌憚のない御意見、御感想をお聴かせいただきたいというふうに思っております。限られた時間ではございますけれども、裁判員経験者の皆様方には積極的に御意見、御感想をお話ししていただきまして、本日の意見交換会が今後の裁判員裁判の運用改善や、裁判員裁判に参加される国民の皆様方の不安等の解消につながるものになるよう祈念いたしまして、挨拶とさせていただきます。どうぞよろしく願いいたします。

○出席者の紹介

(司会)

本日、この意見交換会の司会を担当します刑事部総括判事の手崎と申します。よろしく願いいたします。それでは、意見交換会の最初に、この会に

御参加いただいた皆さんについての紹介を私の方から少しさせていただきます。裁判員経験者の番号で皆さんをお呼びすることにしておりますので、1番の方から順番に、1番の方、2番の方といった順でお話をしてまいりたいと思います。1番の方が御経験いただいたのは、現住建造物等放火の事件です。精神障害を持つ男性の被告人が、自宅に火を付けたけれども自首をしたという事案でした。心神耗弱かどうかといった点が争点になった事件です。判決としては保護観察付きの執行猶予という結論になっております。次に、2番の方に御担当いただいたのは、二人組の路上強盗の事案でした。愛知県内の市内で強盗致傷を、別の市内で強盗を働いたという事件です。二つの点が争いになりまして、最初の市内の強盗については300円という現金を奪ったのかどうか、未遂か既遂かといった点が争われました。それから、二つの事件について、一人の被告人について共同正犯なのか幫助犯なのかといった点が争われました。結論は既遂であり共同正犯であるということになりましたが、一人の被告人に対しては懲役6年、これは累犯前科があった人です。それから、もう一人の被告人には懲役4年、この方も前科があった人です。3番の方に御担当いただいた事件は、内縁の妻の子供に対する傷害致死事件で、しつけを任されていた面もあったんですが、激しく揺さぶるなどしたために脳が腫れて死んでしまったという事件でした。この判決は、争いがなかった事件でしたけども、懲役5年という結論になっております。それから4番の方に御担当いただいたのは、今年の4月に行われた、父親が長男を刺し殺したという殺人事件です。この事件も争いはなかったんですが、懲役8年の判決だったところ、高等裁判所に控訴されて、いわゆる2項破棄、内縁の奥さんに対して金銭の支払いがあった等で被害感情が緩んだということを理由として、懲役7年に減刑する旨の判決が出ております。最後になりましたが、6番の方に御担当いただいた事件は、精神障害のあるいとこの男性に対する殺人事件、バットで殴って殺したという事件で、これも自首が成立して

いる事件ですが、争いがなく量刑が争点となりましたが、懲役6年の実刑判決が出されております。今回御担当いただいた事件の概要については以上のとおりです。法曹の皆さんの出席者について、自己紹介を簡単をお願いしたいと思います。

(知念検察官)

名古屋地方検察庁岡崎支部の検事の知念です。私は1番さんと4番さんの事件を担当いたしました。今日はよろしく願いいたします。

(山本検察官)

同じく名古屋地方検察庁岡崎支部の副検事の山本と申します。私は6番さんの事件を担当させていただきました。よろしく願いいたします。

(松山弁護士)

愛知県弁護士会西三河支部の弁護士の松山です。私は今回の六つの事件には関わっていないんですが、これまでに心神耗弱が認められた事件ですとか、少年の再逆送が問題となった事件、あと精神障害が問題となった事件などを裁判員裁判で担当している関係で、同じ三河から今回の会に参加させていただいております。よろしく願いいたします。

(三宅弁護士)

愛知県弁護士会東三河支部の弁護士の三宅寛之と申します。私も今回の事件は直接は関係させていただいてはいないんですけれども、裁判員裁判をこれまで2件、名古屋地方裁判所岡崎支部で担当させていただいた経験から、愛知県弁護士会東三河支部より代表としてこちらに参加させていただきました。本日はよろしく願いいたします。

○話題の進め方

(司会)

それでは、今後の話題の進め方ということになりますが、最初に裁判員経験者の方、皆さんから裁判員裁判に対する全般的な感想などをお伺いしていき

と思います。その後、証拠調べの内容につきまして3点ほど、証拠書類の取調べに関する事項、それから被告人質問、証人尋問といった人証の証拠調べに関する事項、最後にいわゆる難解概念、あるいは専門用語といった難しかったというような問題がなかったかといった点、3点を取り上げてお話をさせていただきたいと思います。その後、当事者の意見の出し方、プレゼンテーションの問題になりますけども、論告弁論といった辺りの話を少ししていただいて、それから評議の中身について少し議論をさせていただき、あるいは判決についても補足的に触れさせていただきたいと思います。最後には、裁判員経験者の皆様から将来の裁判員の皆様に対するメッセージを一言ずつお伺いしたいと思います。大体、話題とその順序については今説明したとおりです。

○裁判員裁判に対する全般的な感想等

(司会)

それでは最初に、裁判員裁判に対する全般的な感想、実際の事件を御担当いただいた上での率直な御意見をまずお伺いしたいと思います。

(1番)

率直な感想なんですが、まず私事になるんですが、こういう機会に選ばれて、仕事にやっぱり穴を開けてしまうというところがすごくあって、積極的な気持ちになりきれないところが最初はあったんですが、でもやっていくうちにやっぱり勉強だということもありましたし、仕事もそうですけど、社会貢献ということでも自分にできることということで、最後の方は積極的に取組をさせていただきました。評議の最中に感じていたことは、我々裁判員は何も知らないの、そこを丁寧に一から説明していただいて、こういうことです、こういうことですということでやっていただいて、それで我々が理解をして、じゃあ、こういうことではないでしょうかという、私なりに意見をさせていただいたんですが、裁判官のみでやられた方が効率的にはいいのかなというところがすごくあったんですが、裁判員制度が始まってから民意

をより判決に反映させるというところで、そういうことを手間を掛けてまで求められていることなんだと、自分の中で理解した上で仕事をさせていただきました。このような経験は、なかなか周りの知り合いの中でもなかったですし、裁判員に選ばれたことで自分の中での裁判とか司法の考え方もちょっと変わりましたし、すごく勉強させていただきました。

(2番)

私も法律とか全く未経験だったので、ちょっと他人事だったんですけども、今回選ばれることになって、仕事もある中で私も参加できるかどうかということだったんですけども、珍しい機会でしたし、テレビとか新聞とかでも裁判員裁判についてよく取り上げられているので、私ももし経験したら、どんな意見が出るのかなということを自分でも知りたかったので、参加させていただきました。評議の場面でも1番さんがおっしゃられたように、すごく丁寧に説明していただいたり、難しい言葉があったりとかしてもそれをまた長い時間をかけて説明してくださったりして、私も裁判官さんだけでやったほうが進行として早いんじゃないとか、イライラしないのかなとか思ったりしたんですけど、実際、全ての行程を経験させてもらって、その後の新聞やテレビなどの報道を見るときの見方が変わって、もっと世間の事件について、どういう流れになっているのかを知るべきだなということがすごく勉強になりましたので、裁判員裁判に参加してよかったなと思います。

(3番)

私は、今回選ばれて非常によかったなと思っています。今までにも裁判所へはいろいろ来ていたものですから、何となくそういう雰囲気は分かっていましたし、今回の事件については、うまく当たったという感じです。今回私が担当した事件自体は、評議でも、非常にうまくまとまったという感じがしました。後は量刑が問題になったという部分で、私たちのときの話は、非常に問題もなく、日数的にも余りかからなかったもんですから、負担でもなか

ったし、いい経験をさせていただきました。

(4番)

最初に裁判所の方から名簿に載りますという案内が来たときは、まずは驚いて、でも名簿に載るだけで選ばれることはないだろうという、ちょっと楽観的な考えをしていたところ、裁判所から呼出しの案内が来て、案内が来たからにはせっかくだから裁判員をやってみたいなという気持ちがありました。担当する事件が難しい事件だったらどうしようとか思っていました。実際担当した事件は、犯行を認めているという、割と分かりやすい事件でしたので、よかったというのはおかしいですけども、余り争う点とかはなく、スムーズに裁判を経験することができて、とても貴重な経験をしたなという思いで、裁判を終えることができました。

(6番)

裁判員をやるという機会は、人生初めて、もちろん生涯に二度とないようなことだと思ひまして、周りの方からも随分「いいね。」という言葉いただきました。自分としては、生涯多分残るのではないかという、本当によい経験をさせていただきました。裁判所というのは、普段なかなか足を運ぶところではありませんので、事件の前はすごく心配だったんですけども、分からない言葉は一つ一つ丁寧に教えていただきました。今回自分が担当した殺人事件でも、被告人の病気についてもほぼ知らなかったんですけども、裁判員の方々に、そういう精神的なことの病院に勤めている方がお見えになりましたので、その病気のことをいろいろ教えていただき、理解も少しはできたかと思ひましたし、こういう病気もあるんだなということも一つ勉強になりました。また、身内の事件というのも本当に心に染みしました。やはりただ事ではないかな、又は本当に身内でもあるようなことかなということをつくづく感じました。裁判員の経験をさせていただいて、本当によかったと思ひました。

○証拠書類の取調べについて

(司会)

皆さんからは、肯定的な御意見をたくさんいただきまして、私どもとしては、大変ありがたい御意見をいただいたんですけれども、全体としてはいい経験だと言っていただけなんですけど、審理、評議の過程において、いろいろな問題もあったのではないかなと思いますので、これから少し証拠調べの内容について、お話を聞かせていただきたいと思います。それぞれの事件のそれぞれの証拠の内容というのは、私も十分承知しておりませんので、おかしな発言になることがあったら御容赦いただきたいんですが、まず1番の方は、放火の事件でした。放火の事件の中で、近隣住民とか、何枚か供述調書が読み上げられたかと思うんですが、ある意味重複したり、数が多かったというようなことをお感じになりませんでしたか。

(1番)

重複は、何点かはあったかと思うんですが、予測するに、私が参加したものは、自首も成立してましたし、裁判の冒頭で被告人が「間違いありません。」というふうに言ってたので、そんなに資料の数も膨大ではなかったと思います。争点もはっきりしていたので、検察官の方も弁護人の方も、このポイントではこう思いますということで、結構シンプルというか、はっきりしていたような印象です。重複は多少あったと思うんですが、枚数が多いとかいう印象は、私は特に感じませんでした。

(司会)

書証の取調べの時間が30分程度であれば、それほど気にはならなかったということですか。

(1番)

はい、そう思います。

(司会)

次に、4番の方にお伺いします。私も担当した事件ではあるんですが、確か、裁判員裁判の際、皆さんから意見をお伺いしたときに、写真が何枚か出てきたんだけど、ちょっとスピードが速すぎて、十分しっかり見る事ができなかつたという御意見があつたように覚えているんですが、いかがでしたでしょうか。

(4番)

証拠として、順番に写真を見せられましたが、それについての説明を順番にさせていただいたんですけど、説明を聞きながら写真の位置とか見ようと思つている間に次の説明に進んだりして、目で追っかけている時間が少なかつたような気はしました。

(司会)

証拠の中身の理解という点で、少し法廷で苦勞をされたということですが、統合捜査報告書という形で、かなり証拠を絞り込んでいる訳ですから、その内容がしっかりと理解できる形で適切な量にとどめていただく必要があるというようなことだろうと思つております。

次に、裁判員の精神的負担に対する配慮という問題が、ここ数年言われておまして、特に、遺体の写真であるとか、傷口、現場の血だまりであるといったようなものに関する写真などについては、問題があるのではないかと、ということがよく言われております。この点について、人が亡くなつた事件が、3番の方、4番の方、6番の方、御担当いただいたかと思うんですが、そういった点では、何か配慮というのはされてましたでしょうか。

(3番)

私たちの写真は、遺体自体は映つてはいなかつたと思つています。傷口だとか、ゆすぶつた後の状況は見た気がしますけど、亡くなつた遺体という形ではなかつたと思つています。

(4番)

ここの傷，ここを刺されたとかを示す絵でしたので，遺体とかそういう写真はなく，特に負担には感じませんでした。凶器は見ましたが，特に精神的に苦痛とかそういうことは感じませんでした。

(司会)

凶器は確か，牛刀という少し大きな包丁でしたかね。

(4番)

はい。

(6番)

私どもの事件もイラストみたいな感じでした，特別にすごいということはありません。一応，凶器もバットでしたので，普通のそこら辺にあるバットだったことから，精神的な苦痛は何もありませんでした。

(司会)

この辺り，検察官としてはどういう立場で証拠を出しておられるのでしょうか。

(知念検察官)

裁判員の方々に精神的に負担がかかることについては，検察庁の方でも配慮しておりまして，原則カラーの写真は使わずに，写真を使う場合には白黒にすることとしています。それと，争点になっていないのであれば，本当に必要かどうかについて吟味しまして，立証に直接必要な部分に限ったりとか，写真の代わりにイラストを使って立証するというようなことを配慮して行っております。

(司会)

弁護人の立場では，公判前整理手続の中で，あるいは打合せの中で，証拠の中身について，検察官と意見の調整をされるというものなんですか。

(松山弁護士)

はい。私が経験した公判前整理手続では，この点はカラーでもいいんじゃない

ないかとか、この点は、でもやっぱり白黒にすべきじゃないかということで、検察官と調整をしたという記憶があります。ほとんど全件そういう形で、公判前整理手続の間でやっているかというふうに思います。

(三宅弁護士)

私が担当した事件の中に、強盗強姦の事件がありまして、これは公判前整理手続の段階で、その犯行の内容を映したDVDをどのような形で証拠提出するのかというところで、裁判官、検察官と意見を調整して、最終的には、検察官との間で、画像そのものをDVDで提出するという形については必要性、相当性がないというところで、裁判所とも議論の上、証拠については採用がされなかったということがありました。

(松山弁護士)

補足なんですけれども、殺害していた場面が防犯カメラに映っていたようなことがあって、その瞬間の動画を流すかどうかというところが議論になったことがありまして、最終的には、写真で判断できるんじゃないかということで、防犯カメラの映像自体を取り調べるということにはなかったということがありました。それは、裁判員の精神的な負担ということを配慮してのものだったかと思います。

(司会)

犯罪というのは日常的な事柄ではない、つまり非日常的な、普通の方は普段経験されない出来事なので、その証拠というのはかなり刺激的な内容になりやすい。そういったところで、裁判員の方が精神的に強い負担を感じられるということがあり得るというところで、ここ2年くらい、検察官の方も、十分考えて証拠請求するといった形に変わって参りましたので、現在のところ、岡崎支部においては、大きな問題がないということでお聞かせいただいでよろしいでしょうか。

○人証の取調べ（証人尋問、被告人質問）について

(司会)

では、次の話題に移りたいと思います。当事者の、特に検察官、弁護人の人証、証人尋問、被告人質問につきまして、アンケートの中でよく出てくる事柄がいくつかあります。その点について、少し皆さんの生の声をお聞かせいただければと思いますが、よくある話が、早口で理解が追いつかない、専門用語なんかが出てくると、何のことかなと思っているうちに次の所へ進んでしまってメモを取れない、こんな話が出たりしています。それから、尋問している方の声がちょっと小さくてよく聞き取れないとか、質問の意図が分からないということがアンケートの中にしばしば出てきます。こういった点について、何人かの方にお話をいただければと思います。

(1 番)

私の感想では、時間のことも勿論あったと思うんですが、声が早いなというのは感じました。ただ、声が小さいとか、そういうことは特には感じませんでした。専門用語も出てきますし、それによってちょっと考えているうちに進んで、最後の評議の時に「どういうことだったんですか。」と裁判官の方に伺って、「あ、そういうことだったんですか。」という形で理解したようなことは多々あったように記憶しています。

(司会)

つまり、法廷での理解が十分でなくて、裁判官が説明しないと評議がうまくできない場面があったということになるんですかね。2 番の方は何かそんな点、お感じになったことはありましたか。

(2 番)

私が感じたことは、声が小さいとか早いとかは特に感じなくて、多分皆さん、裁判員に分かりやすく優しくしゃべってくれてたような気がしたので、私はあんまり不自由はしなかったなという感じでした。

(司会)

3 番の方にお伺いしたいんですが、弁護士さんの、質問の意図が分かりにくいという場面というのは何回かありましたでしょうか。

(3 番)

なかったと思います。

(司会)

4 番の方は、私が担当した事件では何人かの方からそういうような意見が出ていたかと思うんですが、何か覚えておられることはありますか。

(4 番)

弁護士の方の質問が、あまりポイント、ポイントといいますか、「こういうことについて何か。」っていう質問の仕方ではなかったの、何を聞きたいのかというのがちょっとはっきりしていなかったのかなという記憶があります。

(司会)

6 番の方は、一番最近の事件ですので、まだ大分覚えてらっしゃるんじゃないかと思うんですけど、いかがでしたか。

(6 番)

この事件は、弁護士さんが女性の方だったと思うんですね。ゆっくりはしゃべってくれたと思いますが、分からない言葉というのは、その前に裁判官とかが教えてくださったこともあったので、特別に「あれっ。」と思ったことはない気がしました。

(司会)

尋問中に問題があるのは、弁護人の反対尋問への指摘で、繰り返しが多かったり、重複しているために尋問時間が長くかかっているんじゃないかといった点をアンケートで指摘されていたことが多かったように思いますが、そんなふうにお感じになった方おられますでしょうか。何でそんな質問をしているのか分からないということだけじゃなくて、同じように複数の弁護人がそれぞれ似たようなことを聞くとか、そういった場面ってなかったでしょうか。

(4番)

あまり覚えてないですけども、特にそこまで繰り返しの質問があったりとかは、私は感じていません。

(司会)

事件によってはそういうアンケートの結果が残っているんですけど、弁護人の立場ではどうなんでしょうか。

(松山弁護士)

共犯事件ですと、複数選任で当然主任弁護人と、もう一人の弁護人という形では打合せをするんですが、相被告人の弁護人とはほぼ打合せというのはやらないのが通常じゃないかなと思います。当日、反対尋問の順番にもよると思うんですけども、私が経験したときは、私の方が次に尋問するときは、なるべく相被告人の弁護人がやられる反対尋問と重複しないようにチェックしながらやってたんですが、どうしても限界がありました。それをやってて聞き漏れてしまうぐらいだったら聞いておこうというふうになってしまいます。そういうところがあるんじゃないかなと思っています。

(司会)

検察官の立場で弁護人の尋問を聞いていて、何か同じことをやっているのではないかと思うことはありませんか。

(知念検察官)

もっと聞いてほしいと思うことは、率直に言うとおったりもします。こちらとしては、事前にこういったことを聞く予定であるということを開示しているので、弁護人の方々がこういったことを聞いてくるだろうということはある程度予想しているんですが、それを超えてですね、こちらの有利なように聞いてくださる弁護人も中にはいるんですけども、このとき、こちらとしてはあえて再主尋問で聞かずにそのまま終わるということが多いです。重複が多くなってしまう原因の一つなんですけれども、おそらく聞き方の角度を

変えて聞いたら、別のことを言うのではないかということを狙って聞いておられたりとかですね。それと、弁護人が複数いる場合なんですけれども、もう片方の弁護人がもっとここを突っ込んでほしかったのに突っ込みきれていないので、自分がさらにその前提を聞いた上で、さらに次の質問をしようということで、同じ質問をもう一回してしまうので重複を感じておられる方も多いのではないかなという印象を受けています。

(司会)

弁護人としては余り同じ質問はされない方がよいのかなというふうに考えてはいるのですが、三宅弁護士の御意見はいかがですか。

(三宅弁護士)

私たちは、尋問はこれまでに開示された証拠を徹底的に読み込んだ上で、自分の中でこれまでの経験則や他の部分と矛盾するところがないかというところをまず把握した上で、そこを突けるのであればそこを聞き、もしそういう箇所がないと思うのであれば、私も事件で反対尋問をしたことがあるんですが、これはちょっとなかなかそういうのがないなと思った事案では、もうほとんど反対尋問をしないですぐに引くという作業をさせていただきました。この点は、もっともっと実際に現場で聞いてみたら別のことが出てくるので、それについて次、次、次とするべきだとする弁護人もいるものですから、必ずしも私の意見が常に主流になっているわけではないんですけれども、私としては、先ほどのような事前の準備の中でどこのポイントを崩すポイントとして決めるか、それを必ず言うような質問を仕向けるべきだというふうには考えてやらせていただいています。

○難解概念、専門用語について

(司会)

さて、証拠調べの最後のテーマですが、いわゆる難解概念とか専門用語の話に移らせていただきます。1番の方の事件は、心神耗弱という言葉が出て

きたかと思えます。それから2番の方の事件は、共同正犯と幫助犯といった言葉が出てきたかと思えます。それから3番の方の事件も、お医者さんが出てきて、難しい医学の話をされたんじゃないかと思うんですが、そういったあたりについて、皆さんの御感想や御意見をお聞かせいただきたいと思います。1番の方いかがでしょうか。

(1番)

もちろん最初に言葉が出てきたときは全く分からなかったですが、裁判官の方にこういうことだと説明をいただいて理解して、よく出てくる言葉だったので、それで進めていったという形です。

(司会)

入江裁判官にお尋ねをしますが、こういった難解な法律概念についてはどのような説明を裁判所は試みているのでしょうか。

(入江裁判官)

責任能力が問題になっていましたので、心神喪失ですとか心神耗弱という言葉はやはり一般の方には耳慣れない言葉ですので、それがどういう意味なのかというところを分かりやすく説明するというのを心掛けています。公判の審理の中でも同じように説明していただかないと、裁判の中ではこうであったところを、評議の中ではこう説明されてちょっと分からないと混乱されることもありますので、公判の中でも同じように説明していただくために、公判前整理手続の段階から、裁判所は評議ではこのような説明をしますので当事者の方も同じような説明をお願いしますとした上で、公判と評議と同じように分かりやすい説明をするということをしています。

(司会)

裁判所主導で、そういった説明方法を公判前整理手続の中で決めておくという運用ですか。

(入江裁判官)

裁判所が主導することになるかと思います。当事者の方に御協力をお願いするということです。

(司会)

そうすると、説明するのは主として裁判所ということになるかと思うんですが、精神鑑定をされたお医者さんが、法廷に出てきて証言をされるような場合、その精神科の先生に御説明をお願いするというやり方もあろうかと思えます。つまり、当事者のほうに説明を委ねるというわけです。ただ、内容については同じことを説明しないといけないわけですが、そういったやり方もあろうかと思うんですが、ここについては公判前整理手続の中でやっておけば誰が説明しても同じだということでしょうか。もう一つ、医学用語になるかもしれませんが、1番の方、精神障害の具体的名称が出てきたかもしれないのですが、中身はご理解いただけましたでしょうかね。

(1番)

はい。この名称はもともと知っていた言葉だったので、どういう特徴があるかとか、そういったところは理解していた部分ではありました。

(司会)

最近ですと、アメリカのほうの診断基準ですと、別の難解な言葉で説明されてしまうんですけど、このような言葉が出てきて理解できますか。

(1番)

細かくは分かりません。

(司会)

1番さんの事件の審理で使われた病名ぐらいになるとまだある程度馴染みがあるということでしたけども、今使われている用語となると、そこでもうやっぱり入口で止まっちゃいますかね。

(1番)

はい。その言葉というか、症状等から考えないと話が先に進まないと思い

ます。

(司会)

心神喪失か心神耗弱かという法律判断が必要になるわけですけども、どういった視点から考えるのかとか、どういう基準で考えるのかといったあたりは、今回、裁判員裁判の中で初めてお考えになったり、あるいはどういう影響があるのかという話を初めてお聞きになったと思いますが、それを考える上ではお医者さんの話が中心だったのか、それとも裁判官と一緒に議論した内容、あるいは裁判官の説明というのが中心だったのか、そのあたりはいかがでしょうか。

(1番)

心神喪失、心神耗弱かというところの判断は、裁判官の説明のもと、我々で最後答えを出したという形だったと思います。途中で精神科医の先生も出てきていただいたんですが、その点に触れることはなかったと思います。

(司会)

次に2番の方、共同正犯と幫助犯という言葉が出てきたと思うんですが、これはどんな感じでしたか。

(2番)

最初、言葉は分かって、どのような場合が共同正犯で幫助犯なのかが理解できていなかったもので、戸惑いとかありましたけど、だんだん話していくうちに、どういう場合がこれとか説明があったので、2人の事件がどちらなのかというのは結構長い間話し合ったと思います。

(司会)

実際に2番の方に御担当いただいた強盗致傷、強盗事件の一番の中心的な争点が幫助犯の成否ということだったので、かなり議論をいろいろされたと思うんですが、前提となる事実のところをまず押さえておいて、それがどういうふうにしたら判断がつくのかといったあたり、大変だったんですかね。評

議の中心になっていったときに、自分の考えをまとめる上では、弁護人あるいは検察官の意見はどのぐらい参考になったでしょうか。

(2番)

やはり裁判官の話してくださることを中心に考えていったように思います。

(司会)

共同正犯と幫助犯についても、裁判官が公判前整理手続の中でこういう説明をしますということ、検察官、弁護人との間で話し合いをして、それに基づいた説明をしてくれたんだと思いますが、それだけ聞いても抽象的で、なかなか飲み込めない、何を言っているのかよく理解できないということに多分なるだろうと思いますけど、実際の事件にそれを当てはめていくときには、やはり裁判官がある程度説明に乗せるような議論をしないとなかなか理解が進まないものなんでしょうか。

(2番)

他の裁判員との議論をとおして理解できたというところもあって、私の中で言葉の説明と議論の流れでだんだん理解していく感じがありました。

(司会)

結局、この共同正犯か幫助犯かという議論は難しかったんでしょうか。

(2番)

長い間その話をしたので、難しいことなんだなということは分かりました。

(司会)

結論を出すには苦勞をしなかったということですか。

(2番)

そうですね。

(司会)

3番の方が御担当いただいたのは、頭を揺さぶったら脳の血管がプツンといたり、あるいは脳が腫れて死ぬというような医学的なメカニズムといっ

たあたりが少し問題になったんじゃないかと思いますが、いかがでしたか。

(3番)

問題というより、細かいことを余り我々分かりませんので、脳幹のどこの部分がどのようになっていくというような細かい話がありましたけども、結果的に裁判官といろいろ話をしたときにも、お医者さんに細かく話をしていただけでも、なかなか理解できない部分がたくさんあったと思います。結論から言うと、裁判員、裁判官もそうですけど、小さい子にああやってやればそうなるよね、と一般的な話になった気がします。

(司会)

私も実は名古屋の本庁にいたときにですね、こういう小さいお子さんを揺さぶって脳がおかしくなったという事件をやったことがあって、そのときには専門家からいろんな細かい話を詳しくしていただいて、一日がかりで検察官が立証したということがあったんですけど、今回の事件はそこまで長いものではなかったと思いますが、いかがですか。

(3番)

長くなかったですけど、今言われたように、そういうような説明をされても、実際分からないです。結果的に、そんなに長くなく早めに終わったんですけど、小さい子にこうやってやればこうなるよねという一般的な話で、現実に医者がしゃべっていたことはそれなりに聞いてはいたんですけど、それはそれでという感じだったと思います。

(司会)

検察官の立証というのは、医学的な立証をどうするのか、いろいろお考えがあらうかと思いますが、一言コメントをいただけますでしょうか。

(知念検察官)

争点になっているのかいないのかによって大分変わると思うんですけども、結果発生のメカニズムについて、公訴事実の中には何で死亡したのかという

ことが、その行為によってその結果が生じていったのかと書いている以上は、検察官としては、その行為によってどうしてその結果が生じたかについて説明する必要があるんですけど、なるべく分かりやすく説明しようということは心掛けているつもりなんですけど、お医者さんが普段社会に向けて説明するということを行っていないので、専門用語で共通理解をして議論を進めていき、専門用語は細かい説明をしなくてもその言葉だけで意味が通じるということで、お医者さんが使われている言葉なものですから、ついその言葉を使ってしまうということがありまして、こちらはお医者さんから話を聞くときは、なるべくかみ砕いてお願いしますということで事前をお願いをしたりですとか、そのように答えていただきやすいように質問を組み立ててやっているつもりなんですけど、ちょっとまだまだそこは至らなかったのかなと思っております。

○論告弁論について

(司会)

今度は、検察官、弁護人の意見の出し方というテーマに移ります。プレゼンテーションとして、それぞれ紙を使ったり、色んなことを法廷で出してこられたと思いますが、皆さんは、どんなふうにお感じになりましたでしょうか。パワーポイントを使って検察官が論告したり、弁護人が弁論したりすることもあるんですけど、そういった事件はありましたでしょうか。パワーポイントは、否認事件ではかつて検察官が使っていたこともあるし、弁護人も使ったりすることがあるのですが、皆さんの時はなかったってことでいいですか。

(一同うなずく)

そうしますと、論告弁論のメモを紙で配布した、ということだったんですかね。

(一同うなずく)

その紙を配るタイミングという問題が一つあって、紙を配った上で論告弁論を聞くのが良いのか、あるいは、取りあえず話を聞いて、後で見返す時に紙を使うのが良いのか、というのが問題としてあろうかと思うのですが、そのあたりはいかがでしょうか。6番の方は実際に経験された時、紙の配布が先でしたか。

(6番)

先でした。その紙を見て、説明いただいてから聞きました。

(司会)

3番の方に伺いたいのですが、弁護人の弁論で、紙に書いてあるメモと話した内容が少しずれていたところがあったというようなアンケート結果があったのですが、そういうことはなかったのでしょうか。

(3番)

あまり気が付きませんでした。

(司会)

1番の方は、書面は分かりやすい書面になっていたでしょうか。

(1番)

なっていたと思います。

(司会)

工夫の余地は特に感じなかったですか。

(1番)

最初見たときは字が大きいかなと思ったんですけど、しょうがないのかなというのもありました。

(司会)

1番の方が御経験いただいた事件の弁護人のメモは、チャート式になっていて、裁判所ではあまり見掛けられない形のペーパーだったんですけど、その点はいかがだったでしょうか。

(1 番)

分かりやすかったと思います。ポイント毎に字も大きくなっていたり、色も変えていたりしたので、分かりやすかったです。

(司会)

カラーの部分がよかったし、分かりやすかったということですか。

(1 番)

はい。

(司会)

4 番の方はいかがでしたか。

(4 番)

分かりやすかったです。

(司会)

4 番の方は、人間関係以外の部分については、文章よりも言葉のほうがある程度の長さがあったりしたんですけれども、弁護人のメモも分かりやすいという点では、特に問題はなかったでしょうか。

(4 番)

それぞれの方の思いとかが書いてありまして、ちょっと文章がだらだらと書かれていて、その辺はちょっと考慮していただけると分かりやすかったかなというのはあります。

(司会)

強調するポイントのようなところをはっきりさせた方がよいということですか。

(4 番)

枠で囲うとか、もうちょっとメリハリが付いているともう少し分かりやすかったかなと思います。

(司会)

弁護人の方の出してくる書面が白黒なのかカラーなのかという問題があって、検察官は大体カラーで出してこられるのに対して、弁護人の場合には白黒でお出しになった方も結構多いという気もするのですが、そのあたりはどうですか。今の時代、カラー印刷が普通でしょうか。3番の方、うなずいてらっしゃいますけれども、いかがですか。

(3番)

やっぱり今の時代カラーだと思います。白黒の場合だと、やはり強調する部分が分からないので、やっぱりカラーの方がいいかなという気がします。

(司会)

6番の方は、一応カラーはカラーなんですけれども、下線程度の、あまり目立った形ではなかったんですけれども、そのあたりはいかがでしたでしょうか。

(6番)

弁護人も細かく書いていただいていますけど、どちらかという和白黒に近いほうだと思いました。やはり、強調されているところを赤く塗っていただくとかすると目に入ることですし、それをもうちょっとやっていただけたら、ありがたかったかなとは思っています。

(司会)

2番の方も、弁護人のほうは、赤が混ざってはいるんですけども、見出しのところがあった弁護士さんと、強調するところを赤で書いている弁護士さんと、多少の違いがあったんですけれども、どんなふうに感じられましたか。

(2番)

やはりカラーの方が読み進めやすかったのはありました。白黒のほうは結構簡潔に書いてありましたので、言いたいことが分かるとは感じたんですけど、カラーのほうも、ちょっと赤いところも多かったりして、本当に大事なところが分からないというのもありました。基本的にカラーの方がほとんどだっ

たので、白黒のほうが見づらいなという印象はありました。

(司会)

だいたい皆さん、弁護人席から読み上げていたということでしょうか。それから、3番の方の事件では、量刑のグラフというのが弁論要旨に付いていたようなんですけれども、これはいかがでしたか。量刑の分布のグラフのような、棒グラフと刑の重さみたいなものですが。

(3番)

話の中で出てきたんですけど、やはり参考になるんじゃないかなと思います。

(司会)

これは争いがある事件だとなかなか付けられなくて、争いのない事件で検察官も弁護人も同じ量刑の要素を取り上げて、ということであればなかなか有用だと思うのですが、いかがですか。

(3番)

確かにそのように思います。

○評議について

(司会)

量刑のグラフというのは、評議の中でも量刑のデータベースを使っていますので、同じようなものを多分評議の際にも何回か御覧になったと思うのですが、こういったものは、皆さんが量刑を考えられる上で役には立っているのでしょうか。

(1番)

評議の時に、大体こういう事件で自首があったりですとか、刑の名前であったりですとかいろいろ要件が検索できたと思うんですけど、うろ覚えで申し訳ないのですが、何というか、同じような事件で刑が大きく違わない、というのでしょうか。

(司会)

行為責任主義の説明ですかね。量刑の基本的な考え方として、どこの裁判所でも同じような公平な刑を出さないといけない、事件に見合ったふさわしい刑を科さなくてはならない、裁判官はこれをするようになっているんですけど、そのあたりの話でしょうか。

(1 番)

そういうときに、見させてもらいました。

(司会)

公平な刑を考える上では、十分に役に立ったということですかね。

(1 番)

はい。

(4 番)

同じような事件のデータを見させていただいて、全く何もない状態から判断するよりは、そういうのがあった方が参考にはなったかなと思います。

(司会)

皆さんの御担当いただいた事件の中では、弁護人が執行猶予の主張をした事件が、1 番と 6 番の事件ですかね。実際、1 番の事件では執行猶予という結論になっていますが、6 番の方が担当された事件は、弁護人は執行猶予の主張をしましたが、実刑ということになりました。そのあたり、執行猶予か実刑かを考える上で、このグラフというのはどうでしょうか。

(6 番)

やはり表を見せていただいて、最初、自分が思っていたことと、表を見せていただいて、こういう事件ではこのくらいまでかなと自分の中で変化がありました。随分参考になったと思います。

(司会)

1 番の方は、結論を出す上ではどうでしたか。

(1 番)

やっぱりよく分からなくて、物差しがないというか、こういうことをした人に対してはこれくらいの刑が妥当ですよというのが自分の中にはなかったものですから、そういうものを見たことで、今回の件はどれくらいですかという話に発展していったと覚えています。

(司会)

執行猶予とか保護観察といった制度の説明を裁判官から説明させていただいたかと思うのですが、刑罰の中身について、実際はどんなものなんだ、例えば、刑務所の中でどんなふうに生活しているのかといった説明までありましたでしょうか。

(1番)

細かくはなかったと思うんですが、刑務所でも医療刑務所といったお話はありました。

(司会)

執行猶予といっても、実際どんなふうになるのかといった説明もありましたか。

(1番)

はい、ありました。

(司会)

そういった説明というのは、以前から御理解いただいていたものなのでしょうか。

(1番)

そういう部分も私の場合はありましたが、そうでない部分が大きかったと思います。

(司会)

保護観察という制度についてはどうですか。

(1番)

聞いたことがあるというレベルでした。

(司会)

刑罰の話はある程度説明を受けないと、議論ができないということがあるかと思います。皆さんが結論を出される上で、裁判官と裁判員の感覚の違いのようなものを何かお感じになったことはありますか。皆さんが刑罰を決めるときに、裁判官と裁判員に違いがあって、裁判員が入っていないとだめだとお感じになるような場面はありましたでしょうか。2番の方、いかがでしたか。

(2番)

私が感じたのは、私が初めてこの事件に関わって、なんてひどいんだと思ったんですが、裁判官の方々の意見も大変参考になりました。逆に裁判官の方々がいないと、意見がなかなかまとまらないと感じたくらいです。自分が担当した事件では、本当にひどいという思いだったんですけど、だんだん話をしていくうちにもっとひどいことがあるっていうのが分かって、事例を見て、判決を出すんだなということが分かりました。裁判員の方が流されやすいのかなというのは感じました。

(司会)

裁判員制度ですから、裁判官と裁判員の両方の意見で結論を出すんだといったあたりはそれなりにうまく機能しているといった御感想でしょうか。

(2番)

はい。

(3番)

機能していると思います。今回、私が担当した事件はそう大きな争点がある事件じゃないと思いますので、結論は簡単にまとまったと思います。裁判員と一緒にやって大きく変わるか、変わらないか分からないですけども、今回の経験からすれば、よかったと思います。ただ、インターネットでいろいろ

調べると、検察官の求刑と裁判員裁判の判決を見てみると、判決の方が大抵刑が軽いという印象です。検察官が例えば懲役20年を求刑すると、判決は、だいたい懲役17年、18年とかです。そういうのがいっぱい載っているの
で、そういうところで若干違うのかなと思いました。今の時代、インターネットで調べれば、たくさん出てくるものですから、そのような印象を受けました。

(司会)

刑を決める上では、例えば、被告人と被害者との関係性など、いろいろな量刑事情をどんなふうにか考えるんだというのが、いろんな御意見があって、皆さんもそれぞれいろんな御意見をおっしゃっただろうと思うんですけど、最初に全般的な感想を伺った際にも出てきましたけど、こういった点が裁判員裁判の中で考えさせられたということになりますと、そういった点の国民の皆さんの意見というのは、ある程度刑にも反映されているというふうにか伺ってよろしいんでしょうか。3番の方と、6番の方、いかがでしょうか。お二人は、ちょっと御意見が違うところもあるみたいなんですけれど、国民の意見が反映されているという限りにおいては、お二人とも反映されているという印象をお持ちですか。

(3番) (6番)

はい。

(司会)

一致しておられるということでもよろしいんでしょうか。それがどのくらいとか、どの程度とかといった辺りになるとお二人の意見は必ずしも一致していらっしやらないということなんでしょうね。そういった意見を出していただく上で、裁判所もいろんな工夫をしています。例えば、ホワイトボードを使ってみたり、付せん紙を使ってみたりしてはいるわけですが、評議の時間が十分足りていたかどうかといったあたりはどうでしょうか。皆さん、時

間は足りていましたでしょうか。2番の方は、だいぶじっくりと議論をされたということでしたけど、足りてましたか。

(2番)

6日間あったので、かなりじっくりできたのかなとは思いますが。

(司会)

一番長い事件を御担当いただきましたので、それなりに時間はあったってことでしょうか。

(2番)

はい。

(司会)

逆に短い方の事件ですと、4番の方の事件は5日間ということで、公判は4日間でした。あるいは、3番の方の事件も公判は3日間で、全体としては5日間くらいでしたけれども、どうでしたか。時間の方は足りてましたでしょうか。

(3番)

十分でした。

(司会)

4番の方は、いかがですか。

(4番)

はい。特に足りないと感じたことはなかったです。

(司会)

アンケートの中で若干評議が短く感じられたという御意見も実はあったんですけど、そこは大丈夫でしたか。

(4番)

そうですね。私はあまり感じませんでした。

(司会)

評議の問題は、あまり時間が残っておりませんので、このくらいとさせていただきますのですが、4番の方が御担当いただいた事件では、判決が終わった後に、更に内縁の奥さんに対して、金銭的な補償をしたりして、被害感情が更に緩んだということで、控訴審が1年刑を下げたという話を先ほどお伝えしたんですけど、それを聞いてどんなふうにお感じになりましたでしょうか。ある意味、ショックですか。それともまあ、そんなこともあるのかしら、といったようなことでしょうか。

(4番)

そうですね。控訴されたかどうかという情報はこちらには来ないので、どうなったのかなと、気になってはいました。今日はそういうのが聞けてよかったかなと思います。

(司会)

別に原判決の量刑が間違っているということを言っているわけではなくて、その後の事情変化があったから、それを加味して少し刑を動かしたというのが高等裁判所の判決理由なんですけども、そういうふうに言われるとそれじゃしょうがないね、というような御感想でしょうか。

(4番)

そうですね。そういう条件がついたからそうなったのかなという思いはあります。

○将来の裁判員の方に対するメッセージ

(司会)

最後に皆さんから、これから裁判員になられる、将来の裁判員の方に対するメッセージを少しお伺いしたいと思います。裁判員に参加される前と後で、大分自分自身に変化を感じたりという方も多くおられますので、そのあたりも含めてお一人お一人お聞かせいただけますでしょうか。

(1番)

最初、私自身もどこかに不安があったといいますか、本当に自分にできるのかとか、そういう心配があったんですが、やっていくうちに、そういうことではなくて、自分にできることをやろうということになりましたし、こういうことをさせていただく機会もなかなかありませんので、本当はない方が社会としてはいいのかもしれないですが、実際こういうところで社会に対して自分が何かできる機会だと捉えて、ある意味前向きにやりました。どういふことで自分が役に立てるのかとか、そういうこともあります。是非積極的に、という言い方もおかしいですが、一生懸命取り組んでいただければと思います。

(2番)

私も最初は不安だったんですけど、多分できないかもしれないとも思ったんですけど、こんな私でもできるっていうことで、できるっていうか、意見を述べる機会があるっていうことで、今後裁判員制度で選ばれた方には、なるべく経験していただきたいなっていうふうに思いました。

(3番)

自分もいろいろ友達にこういうことで話をしたんですけど、やっぱり自分から見ると、ほとんどの者が参加しないっていうような意識が周りには多いと思います。やはり、この制度自体をみんなが分かってないのかなって思います。例えば、同僚等にも、「僕は仕事あるから裁判員裁判には行かないよ」って言われるんですけど、やはりもう少し裁判員制度のことをみんなに分かるように、広報活動かなんかももう少ししていただきたいなという気がします。自分も周りの人にはいろいろ言うのですが、やはり裁判員裁判には反対、参加しないよ、って言う人が多いので、ちょっと気になってはいるんです。

(4番)

何かのニュースで、裁判員を断る方がすごく多いっていうのを見まして、「あっ、そうなんだ。」っていうことを思ったんですけど、私は実際参加し

てみてすごくいい経験をさせてもらったかなと思いますので、周りの人ももっと参加したらいいかなとは思いますが、担当する事件にもよるのかなとは思っています。すごくややこしいというか、難しいような事件に当たったらどうしようとか、そういうことは最初にやっぱり考えましたので、そういう事件の内容とかにもよって躊躇してしまう方もいらっしゃるのかなという気はします。

(6番)

私の周りでは、私が裁判員になった時にはもう皆さんよく知って見えまして、ぜひ自分のところにもし案内が来たら、是非参加したいという方が結構多かったんです。それで、やっぱり制度を知ってみえる方は知ってみえるし、全然分からないという人もみえるかと思うんですけども、やはりこういう経験を、やっぱり裁判所に来るっていうことはまずあまりないかと思しますので、皆さんには是非経験していただきたいと思います。それと、やはりまだ制度自体が浸透されてないかなという印象も受けます。どういうPRするかどうか、ちょっと分かりませんが、もう少し皆さんに制度自体を分かってもらえたら、もっともっと興味が出てくるのではないかと思います。

(司会)

ありがとうございます。制度開始当初に比べると、辞退者の比率が上がっているというデータがありまして、裁判所としても多くの方に参加いただけるようにしたいというふうに考えております。会社、職場の理解、あるいは家庭の御理解といったのがないと、こういった制度が運営できないわけですが、皆さんにとってやっぱりハードルが高いのは、お仕事の関係でしょうか。1番の方はそういう御意見でしたけれども、それを乗り越えていくために何かお考えのことなどありましたら、教えていただければと思います。

(1番)

そんなに大した意見じゃないかもしれないですけど、私自身の問題という

よりも、やっぱり会社側の問題が大きいかなというふうに思います。なので、我々も、何人かおっしゃいましたが、辞退する方が多いという話もありましたし、私たちプラス、送り出す会社側の理解ももっと深まるといいのかなという気はします。

(司会)

今、経済情勢があまり良くなくて、正社員の方は非常に忙しくしておられるとか、人手不足といった問題、それから、会社の方にもなかなか余裕がないといった問題、それから交代勤務をしておられるような、シフト勤務の方は参加が難しいといったような問題など、様々な問題があるわけですが、皆さんの声をいろいろと、マスコミを通してということになるかもしれませんが、社会に伝えていって、より参加しやすい環境を作っていけたらなというふうに私どもも考えております。そういったことで、皆さんの職場の方へ裁判官が出前の講義に出るようなことも御案内をしておりますので、機会がありましたら呼んでいただきたいというのが、最後のお話になります。本日は長い間、こういった意見交換会にて貴重な意見をいただきまして、大変ありがとうございました。こういったことを法曹三者共々、参考にさせていただいて、今後の実務の改善に努めて参りたいと考えております。どうも今日はありがとうございました。

以 上